

仕 様 書

1. 件 名

(長期継続契約) ネットワーク型街頭防犯カメラ令和8年度導入機器賃貸借

2. 賃貸借期間

令和8年12月1日から令和14年11月30日まで

3. 納入期限

令和8年11月20日

4. 担当部課

市川市 市民部 市民安全課

5. 賃貸借物件

賃借人が使用する「ネットワーク型街頭防犯カメラ」の動作に必要なハードウェア及びそれに付随するソフトウェア一式。

詳細は、別紙1「賃貸借物件一覧」のとおり。

本件は、賃貸人が所有する上記物件を賃借人が借り受け、賃料を支払うものである。

6. 納入場所

納入場所は契約締結後、賃借人より賃貸人に通知する。

7. 設置場所

初期設定作業終了後、賃貸借機器を次の場所に移送し、設置、運用を行う。

なお、初期設定作業及び市川市内各所への機器の移送及び運用場所での設置・配線・調整作業等は、別途、契約する防犯カメラ機器設置事業者が行う。

① 防犯カメラ機器（機器収納ボックスを含む）

市内33箇所（別紙3「令和8年度街頭防犯カメラ設置箇所一覧」のとおり）

② 管理用端末

市川市八幡1丁目1番1号 市川市 市民部 市民安全課

8. 納品物件

「5. 賃貸借物件」に示された物件に係る以下のドキュメントを、「4. 担当部課」で指定した場所に、提出期限までに提出すること。

N o	納品ドキュメント	期限
1	体制表（納入後の連絡先を含む）	契約日から7日以内
2	納入予定機器一覧	
3	賃貸借物件に関する取扱説明書（写しでも可）	各納入期限
4	賃貸借物件に関する保証書（写しでも可）	
5	ソフトウェアの使用許諾証書 （公共機関向けライセンスの場合は賃借人名義のもの。それ以外は写しでも可。）	
6	納入物件一覧	
7	延長保証サービスパッケージの登録完了が確認できる書類（写しでも可）	納入後、7日以内

※ 納入予定機器一覧には、納入予定機器の使用ユニット数、消費電力、発熱量、重量、ハードウェア保守サービスパッケージの適用範囲を明記すること。

9. 賃貸借物件の納入

（1）賃貸借物件は、賃貸人の負担により、「6. 納入場所」に示す場所に、指定した数量を納入すること。

（2）機器類の納入スケジュールに関しては、賃借人およびシステム構築事業者と協議の上、街頭防犯カメラ等の設置に支障がないよう協力すること。

また、街頭防犯カメラ等の増設中、機器類の工事、調整についてのシステム構築事業者からの問い合わせ、さらに機器類に問題が生じた場合には機器交換等を含め、速やかに対応すること。

10. 賃貸借期間終了後について

（1）賃貸借期間終了後は、賃借人から指示があった場合は、賃貸人の負担により機器の全てを撤収すること。

（2）前項で示す撤収時において、機器に内蔵される記憶媒体がある場合は、賃貸人の負担により、記憶装置の物理的な破壊又は磁気的な破壊によるデータ復元ができない方法でデータ消去を行い、その証明書を賃借人に提出すること。なお、当該消去

作業は賃借人施設の外へ撤収する前に、賃借人職員立ち合いのもとで行うこととする。

(3) 賃借人の希望により、契約満了後に再リース契約を締結できるものとする。

1 1. 契約不適合責任

賃借人は、賃貸借物件の引渡し以降、物件の規格、性能、機能等に不適合、不完全その他契約の内容に適合しないものがあるときは、特別の定めのない限り、賃貸借期間中、修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完の責めを負うものとする。

1 2. 賃貸借物件の維持

賃貸借物件の保守については、別途保守契約を締結するものとする。

1 3. 動産総合保険の付保

(1) 賃貸人は、賃貸借契約期間中、賃貸人を保険契約者とする動産総合保険契約を賃貸人の負担により付保しなければならない。

(2) 賃借人の責に帰す事由により物件が損害を受けた場合、賃借人は、賃貸人に支払われた保険金をもって、損害賠償を免れるものとする。

1 4. 公租公課

公租公課は賃貸人の負担とする。

1 5. 秘密の保持

(1) 賃貸人は、この作業によって知り得た機密情報を第三者に漏洩してはならない。契約終了時も同様とする。

(2) 賃貸人は、作業を実施するにあたり、個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

1 6. 情報セキュリティの確保

賃貸人は、作業を実施するにあたり、情報セキュリティの取扱いについては、別記2「情報システムに関する情報セキュリティ取扱特記事項」を遵守しなければならない。

1 7. 権利義務の譲渡の禁止

賃貸人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することはできない。ただし、あらかじめ賃借人の承諾を得た場合は、この限りでない。

18. その他

- (1) 賃貸借物件のパソコンに対して、賃借人が別途用意するソフトウェアをインストールすることがある。
- (2) 納入に係る費用は、賃貸人の負担とする。
- (2) 賃借人は、暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、賃借人と賃貸人とは協議の上、取り決めるものとする。
- (3) 契約の履行上疑義が生じた場合は、賃借人と賃貸人とは協力して解決すること。

別紙 1

賃貸借物件一覧

以下の仕様を満たす機器を納入すること。

1. カメラ及び機器収納ボックス

① 防犯カメラ

	品 名	型 番	数量
1	防犯カメラ（ドーム型）	WV-S2536LNUX	3 3
2	ベース金具	WV-QJB501-WUX	3 3
3	専用 microSD メモリーカード	WV-SDB128G	3 3
4	マルチケーブル	WV-QCA501UX	3 3

② 機器収納ボックス

	項 目	仕 様	数量
1	電源電圧/過電流 /漏電遮断対策	AC100V±10%(50Hz/60Hz)/5A/30mA(端子台接続) ※雷保護:SPD 内蔵 ※ケーブルラウンドにて防水対策	3 3
2	消費電力	100W 以下	3 3
3	NWカメラ用 LAN/電源	PoE+対応 ※ケーブルラウンドにて防水対策	3 3
4	寸 法	W300×H300×D165（取付金具/カメラ固定金具/ケーブル/その他突起物を除く）	3 3
5	質 量	10Kg 以下 （本体：ケーブル/取付金具除く）	3 3
6	使用環境	-10℃～50℃（結露無きこと） IP55 相当	3 3
7	電源 ON 確認灯	防水 LED 灯 ※下部に取付で地上から可視化	3 3
8	取付タイプ （別紙 2, 3 参照）	槍出金具固定型	2 4
		ステンレスバンド固定型	7
		壁面固定型	2

1	BOX の強度対策	固定による歪が生じ、BOX に応力がかかった場合でも、固定部強度に影響が生じない様、BOX 内部の機構構造に配慮すること
2	各 BOX の接続と 閲覧固定回線	各 BOX の LTE は閉域回線とし、市役所内の固定閉域回線からのみ接続できることとする

③ 機器収納ボックス内蔵電子部材

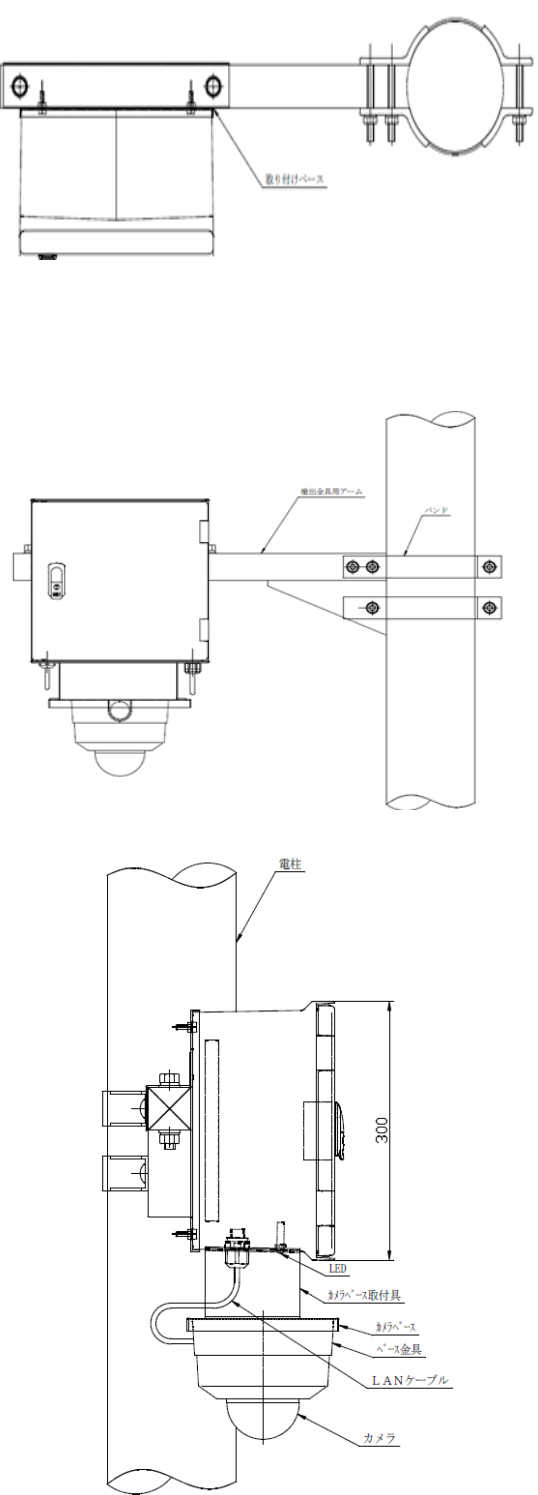
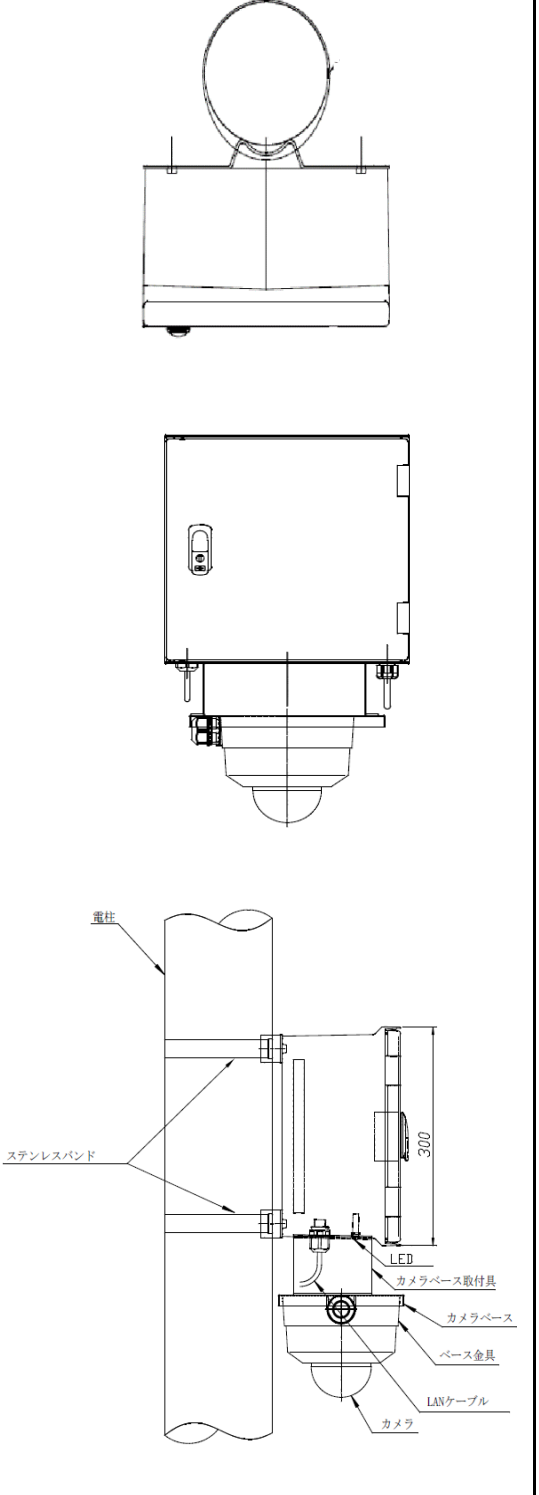
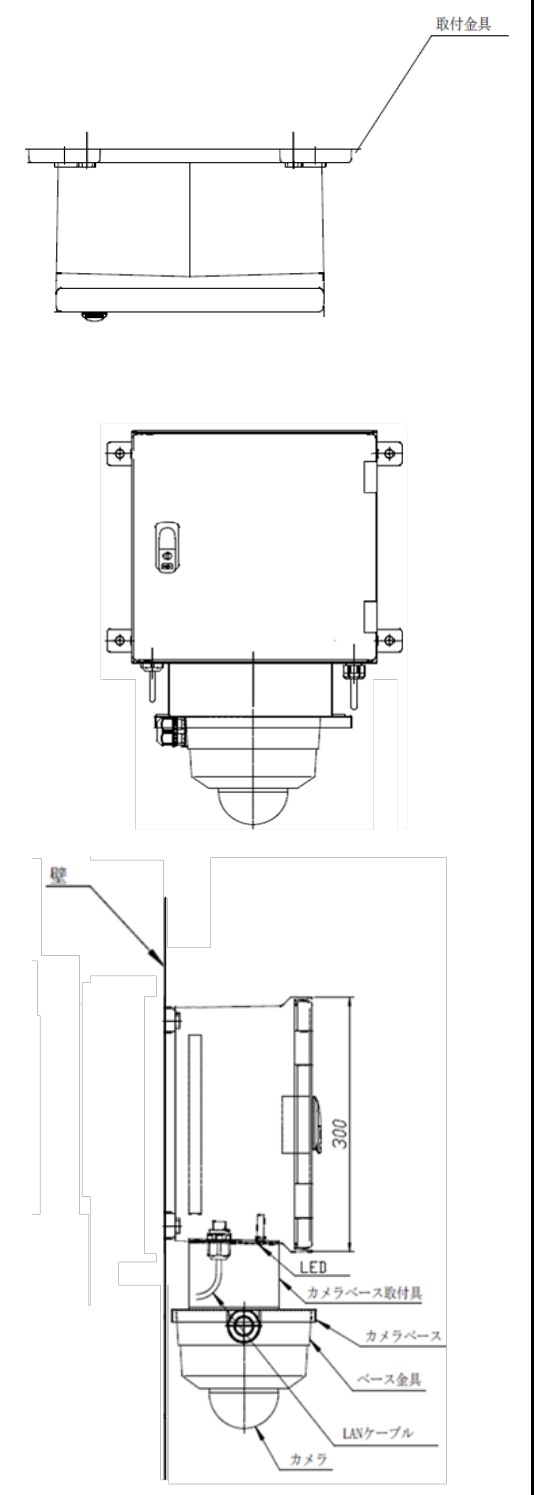
	品 名		型 番	数量
1	機器収納 ボックス 内蔵電子 部材	サージアブソーバ	MZE-100	3 3
2		漏電ブレーカー	NV30-FA 2P 5A	3 3
3		防水 LED	DW-10ML-IP-AC/DC5V-60V-R/C	3 3
4		電源部	S8FS-G03024C	3 3
5		無線ルーター	DRX5002	3 3
6		接地端子	PLX-E	3 3
7		ケーブルグラウンド	OA-WH16-06/10E-UB OA-WH22-06/13E-UB	各 3 3

※製造時までに入手困難な場合は、承諾を得て、形状や性能に影響のない同等品の製造を行う。

街頭防犯カメラBOX機構仕様

※取付場所によって、取付形態変更により取付部材が異なる場合がある。

※街頭防犯カメラBOXと設置する電柱などの間に落下防止ワイヤーを取り付ける。

槍出金具固定型	ステンレスバンド 固定型	壁面固定型
		

別紙 3

令和 8 年度街頭防犯カメラ設置箇所一覧

番号	設置場所	防犯カメラ		
		型番	形態	取付タイプ
1	市川市本塩 1 豊受神社内	WV-S2536 LNUX	カメラドーム BOX 一体型	壁面固定型
2	市川市菅野 1-12-5 地先	WV-S2536 LNUX	カメラドーム BOX 一体型	槍出金具 固定型
3	市川市行徳駅前 1-7-10 地先	WV-S2536 LNUX	カメラドーム BOX 一体型	槍出金具 固定型
4	市川市塩浜 4-4 地先	WV-S2536 LNUX	カメラドーム BOX 一体型	槍出金具 固定型
5	市川市広尾 2-3-2 広尾防災公園内	WV-S2536 LNUX	カメラドーム BOX 一体型	壁面固定型
6	市川市平田 3-9-13 地先	WV-S2536 LNUX	カメラドーム BOX 一体型	槍出金具 固定型
7	市川市南八幡 3-3-16 地先	WV-S2536 LNUX	カメラドーム BOX 一体型	槍出金具 固定型
8	市川市南八幡 2-21 地先 ライオンズマンション市川本八幡付近	WV-S2536 LNUX	カメラドーム BOX 一体型	槍出金具 固定型
9	市川市須和田 1-9-10 地先	WV-S2536 LNUX	カメラドーム BOX 一体型	槍出金具 固定型
10	市川市大町 111 地先	WV-S2536 LNUX	カメラドーム BOX 一体型	槍出金具 固定型
11	市川市妙典 1-19-5 地先	WV-S2536 LNUX	カメラドーム BOX 一体型	槍出金具 固定型
12	市川市末広 1-4 東沖公園内	WV-S2536 LNUX	カメラドーム BOX 一体型	ステンレスバ ンド固定型
13	市川市幸 2-12-18 地先 南浜公園付近	WV-S2536 LNUX	カメラドーム BOX 一体型	槍出金具 固定型
14	市川市宝 2-8 八幡前公園内	WV-S2536 LNUX	カメラドーム BOX 一体型	ステンレスバ ンド固定型
15	市川市富浜 1-7 白妙公園内	WV-S2536 LNUX	カメラドーム BOX 一体型	ステンレスバ ンド固定型

16	市川市塩焼 3-10 みこし公園内	WV-S2536 LINUX	カメラズーム BOX 一体型	ステンレスバ ンド固定型
17	市川市大野町 2-1877 地先	WV-S2536 LINUX	カメラズーム BOX 一体型	ステンレスバ ンド固定型
18	市川市国府台 4-3-15 地先	WV-S2536 LINUX	カメラズーム BOX 一体型	槍出金具 固定型
19	市川市平田 3-10-10 地先	WV-S2536 LINUX	カメラズーム BOX 一体型	ステンレスバ ンド固定型
20	市川市関ヶ島 11-12 地先	WV-S2536 LINUX	カメラズーム BOX 一体型	槍出金具 固定型
21	市川市大野町 1-137 地先	WV-S2536 LINUX	カメラズーム BOX 一体型	槍出金具 固定型
22	市川市中山 4-3-25 地先	WV-S2536 LINUX	カメラズーム BOX 一体型	槍出金具 固定型
23	市川市宮久保 3-29-3 地先	WV-S2536 LINUX	カメラズーム BOX 一体型	槍出金具 固定型
24	市川市二俣 2-14-36 地先	WV-S2536 LINUX	カメラズーム BOX 一体型	槍出金具 固定型
25	市川市南行徳 1-7 地先	WV-S2536 LINUX	カメラズーム BOX 一体型	槍出金具 固定型
26	市川市福栄 3-16-12 地先	WV-S2536 LINUX	カメラズーム BOX 一体型	ステンレスバ ンド固定型
27	市川市福栄 1-20 地先	WV-S2536 LINUX	カメラズーム BOX 一体型	槍出金具 固定型
28	市川市妙典 4-1 地先	WV-S2536 LINUX	カメラズーム BOX 一体型	槍出金具 固定型
29	市川市相之川 4-8-2 地先	WV-S2536 LINUX	カメラズーム BOX 一体型	槍出金具 固定型
30	市川市南行徳 1-16-27 地先	WV-S2536 LINUX	カメラズーム BOX 一体型	槍出金具 固定型
31	市川市大野町 2-272 地先	WV-S2536 LINUX	カメラズーム BOX 一体型	槍出金具 固定型
32	市川市大町 561-3 地先	WV-S2536 LINUX	カメラズーム BOX 一体型	槍出金具 固定型

33	市川市市川 2-1-1 地先	WV-S2536 LINUX	カメラドーム BOX 一体型	槍出金具 固定型
----	----------------	-------------------	-------------------	-------------

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 貸貸人は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(個人情報の機密保持義務)

第2条 貸貸人は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約終了後も、同様とする。

(受託目的以外の個人情報の利用の禁止)

第3条 貸貸人は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への個人情報の提供の禁止)

第4条 貸貸人は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、賃借人の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止又は制限)

第5条 貸貸人は、この契約による事務を自ら処理するものとし、やむを得ず第三者に再委託するときは、必ず賃借人の承諾を得るものとする。

(適正管理)

第6条 貸貸人は、この契約による事務を処理するため賃借人から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。貸貸人自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

(個人情報の複写又は複製の禁止)

第7条 貸貸人は、この契約による事務を処理するため賃借人から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、賃借人の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の無断持ち出しの禁止)

第8条 貸貸人は、賃借人から提供を受けた個人情報が記録された資料等について、賃借人の承諾なしに、いかなる手段を用いても次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) この契約により指定された場所以外の場所に持ち出し、又は送付すること。
- (2) 電子メール、ファックスその他の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を利用して、この契約により指定された場所以外の場所へ送信すること。

(事故発生時の報告義務)

第9条 賃貸人は、この契約の事務を処理するに当たり、個人情報記録された資料等の漏えい、滅失、その他の事故が発生したとき、又は発生する恐れがあることを知ったときは、速やかに賃借人に報告し、賃借人の指示に従うものとする。

(個人情報の返還又は抹消義務)

第10条 賃貸人がこの契約の事務を処理するために、賃借人から提供を受け、又は賃貸人自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、契約期間の満了後直ちに賃借人に返還し、又は引き渡し、若しくは賃借人の指示に従い抹消するものとする。ただし、賃借人が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(賃貸人の事業所への立入検査に応じる義務)

第11条 賃借人は、必要があると認めるときは、この契約の事務に係る賃貸人の事務所に、随時に立ち入り、調査をおこない、又は賃貸人に参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 賃貸人は、前項の立入調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(損害賠償義務)

第12条 賃貸人が故意又は過失により個人情報を漏えい等したときは、賃貸人はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

別記 2

情報セキュリティ取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 貸貸人は、この契約に基づく業務（以下「本件業務」という。）を履行するに当たっては、適正に情報セキュリティの管理を行う体制を整備し、情報セキュリティに関する適切な管理策を講じなければならない。

(定義)

第2条 この特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本件業務に関する情報 貸借人が本件業務を履行させるために貸貸人へ提供した情報（個人情報を含む）又は貸貸人が本件業務を履行するために収集し、若しくは作成した情報をいい、形状は問わず、複写複製も含むものをいう。
- (2) 情報セキュリティ 本件業務に関する情報を含む情報の機密性、完全性及び可用性を確保し、維持することにより、適切な利用環境を維持しながら、犯罪や災害等の各種脅威から情報を守ることをいう。
- (3) 機密性 情報へのアクセスが許可されない者は、情報にアクセスできないようにすることをいう。
- (4) 完全性 正確な情報及び正確な処理方法を確保することをいう。
- (5) 可用性 情報へのアクセスが許可されている者が必要なときに確実に利用できるようにすることをいう。
- (6) 情報システム 情報を適切に保存・管理・流通するための仕組みをいい、コンピュータとネットワーク及びそれを制御するソフトウェア、その運用体制までを含んだものをいう。
- (7) マルウェア 情報システムに対して攻撃をするソフトウェアをいう。
- (8) 情報セキュリティインシデント 情報セキュリティに関する事故・問題をいう。

(目的外利用の禁止)

第3条 貸貸人は、本件業務の履行に当たり、本件業務に関する情報を収集、作成又は利用するときは、本件業務の履行目的の範囲内で行うものとする。

2 貸貸人は、本件業務の履行に当たり貸借人に対し、当該情報にアクセスする者及びアクセス方法について明示し、貸借人の承認を得なければならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 貸貸人は、本件業務に関する情報を、貸借人の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止又は制限)

第5条 貸貸人は、本件業務を自ら履行するものとし、やむを得ず本件業務の一部を第三者に再委託するときは、再委託する業務範囲を明示したうえで、必ず貸借人の承諾を得るものとする。

2 貸貸人は、前項の規定により貸借人の承諾を得て第三者に再委託する場合にあっては、再委託先に対し情報セキュリティに関して監督する責任を有することとし、再委託先の情報セキュリティの管理体制について貸借人に報告しなければならない。

3 貸貸人は、貸借人が前項の規定による報告によって再委託先の情報セキュリティの管理体制が不十分であることを理由として、再委託先の変更又は中止を求めた場合にあっては、再委託先の変更

又は中止をしなければならない。

(適正管理)

第6条 貸貸人は、本件業務に関する情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第7条 貸貸人は、本件業務に関する情報を、賃借人の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(無断持ち出しの禁止)

第8条 貸貸人は、本件業務に関する情報について、賃借人の承諾なしに、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) この契約により指定された作業場所以外の場所に持ち出し、又は送付すること。
- (2) 電子メール、ファックスその他の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を利用して、この契約により指定された作業場所以外の場所に送信すること。

(情報セキュリティの維持、改善等)

第9条 貸貸人は、本件業務に関する情報及び情報システムの取扱いについて、機密性、完全性及び可用性を確保し、維持するために、次に掲げる管理策を講じなければならない。

- (1) マルウェアに対するリスクを最小限にするために、情報システムに対しセキュリティソフトの導入を許容するとともに、その定義ファイルについても常に最新の状態に維持されることを阻害してはならない。
 - (2) 常に脆弱性等の情報を収集し、修正プログラムが公開された場合には、情報システムに対し対応策を講じなければならない。この場合において、貸貸人が開発し、又は開発させ賃借人に納入している情報システムの改修が必要となるときは、賃借人と対応策を協議するものとする。
 - (3) 本件業務に関する情報を含む情報の流出、改ざん、消失及び不正利用を防止するために必要な措置を講じなければならない。
 - (4) その他、情報セキュリティの維持のために必要と認められる場合、賃借人と協議の上、対応策を講じなければならない。
- 2 貸貸人は、前項の規定により講じている管理策の内容を定期的に報告しなければならない。
- 3 貸貸人は、この特記事項に基づく報告、情報セキュリティの管理体制、実施事項に関する書類を整備しておかなければならない。

(情報セキュリティインシデントへの対応等)

第10条 本件業務に関し情報セキュリティインシデントが発生したときは、貸貸人は、直ちに、賃借人に報告するとともに、賃借人の指示に従い、その対応策を講じなければならない。

2 貸貸人は、前項の規定により対応策を講じたときは、その内容を賃借人に報告しなければならない。

3 賃借人は、本件業務に関する情報セキュリティインシデントが発生した場合であって、必要があると認めるときは、当該情報セキュリティインシデントの公表を行うことができる。

(情報セキュリティの管理体制)

第11条 貸貸人は、第1条に規定する情報セキュリティの管理体制の内容について賃借人と協議しなければならない。

2 前項の情報セキュリティの管理体制には、情報セキュリティ担当責任者及び担当者の職及び役割を明確にしておかなければならない。

3 賃貸人は、本件業務を担当する者に対して、情報セキュリティに関する教育及び情報セキュリティインシデントに対する訓練を実施するものとする。

(不要な情報の返却又は廃棄)

第12条 賃貸人は、本件業務に関する情報のうち、不要となったものについては、直ちに、返却又は復元できないような形で廃棄しなければならない。

2 賃貸人は、前項の規定により本件業務に関する不要な情報を廃棄したときは、書面をもって賃借人に報告するものとする。

(報告の徴収及び立入検査等)

第13条 賃借人は、情報セキュリティの維持・改善を図るため、賃貸人に対し、必要に応じて本件業務に係る情報セキュリティ対策について報告を求めることができる。

2 賃借人は、情報セキュリティの維持・改善を図るために必要な範囲において、指定した職員に、本件業務と係わりのある場所に立ち入り、賃貸人が講じた情報セキュリティ対策の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその情報セキュリティ対策が情報セキュリティの維持・改善を図るために有効なものであるか等について調査をさせることができる。

3 賃貸人は、賃借人から前項の規定による立入検査の申し入れがあった場合は、これに応じなければならない。

(損害賠償義務)

第14条 賃貸人は、賃貸人又は再委託先が本取扱特記事項に定める規程を遵守せず、情報を漏えい、滅失、毀損、不正使用その他の違反によって賃借人又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。